

多面的機能支払交付金
実施要綱・要領等
平成27年度改正のポイント

平成27年 4 月

1. 「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」の施行

(1) 法に定める基本理念

第二条 農業の有する多面的機能は、その発揮により国民に多くの恵沢をもたらすものであり、食料その他の農産物の供給の機能と一体のものとして生ずる極めて重要な機能であることを踏まえ、その適切かつ十分な発揮により、将来にわたって国民がその恵沢を享受することができるよう、農業の有する多面的機能の発揮の促進を図るための取組に対して、国、都道府県及び市町村が相互に連携を図りながら集中的かつ効果的に支援を行うことを旨として、その発揮の促進が図られなければならない。

2 農業の有する多面的機能の発揮の促進に当たっては、その発揮に不可欠であり、かつ、地域における貴重な資源である農用地の保全に資する各種の取組が、長年にわたって農業者その他の地域住民による共同活動により営まれ、良好な地域社会の維持及び形成に重要な役割を果たしてきているとともに、農用地の効率的な利用の促進にも資するものであることに鑑み、当該共同活動の実施による各種の取組の推進が図られなければならない。

(2) 法律に基づく制度の仕組み

計画制度

1. 農林水産大臣による「基本指針」の策定（第4条）
2. 都道府県知事による「基本方針」の策定（第5条）
3. 市町村による「促進計画」の作成（第6条）
4. 農業者団体等による事業計画の作成・実施（第7条）

対象となる取組

1. 農地、農業用水等の保全のための地域の共同活動により行われる次の取組【多面的機能支払】（第3条第3項第1号）
 - イ 水路、農道、農地法面等の機能を維持するための取組（農地維持支払）
 - ロ イの機能を増進するための改良、補修等の取組（資源向上支払）
2. 中山間地域等における農業生産活動の継続を推進する取組【中山間地域等直接支払】
3. 自然環境の保全に資する農業生産活動を推進する取組【環境保全型農業直接支払】

事業計画の実施に対する措置

国、都道府県及び市町村による費用の補助（第9条）

2. 実施要綱・要領の主な変更点

(1) 変更の概要

【全般】

- 法律に基づいた安定的な制度（実施要綱第1の2）

※ 対象活動、対象農用地、交付単価、交付要件等に変更なし

【計画制度】

- 国、都道府県、市町村が、3支払併せて計画を策定（実施要綱別紙3の第2）
- 活動組織が、事業計画書に活動計画書や参加同意書を添付し、事業計画を作成
（実施要綱別紙1の第6、別紙2の第6）

【交付ルート】

- 国から都道府県、都道府県から市町村、市町村から活動組織に対して交付金を交付（実施要綱第6、実施要領第1の13等）

(2) 計画制度 (全般)

○ 実施要綱別紙3の第2 事業の実施

1 法基本方針の策定 (都道府県)

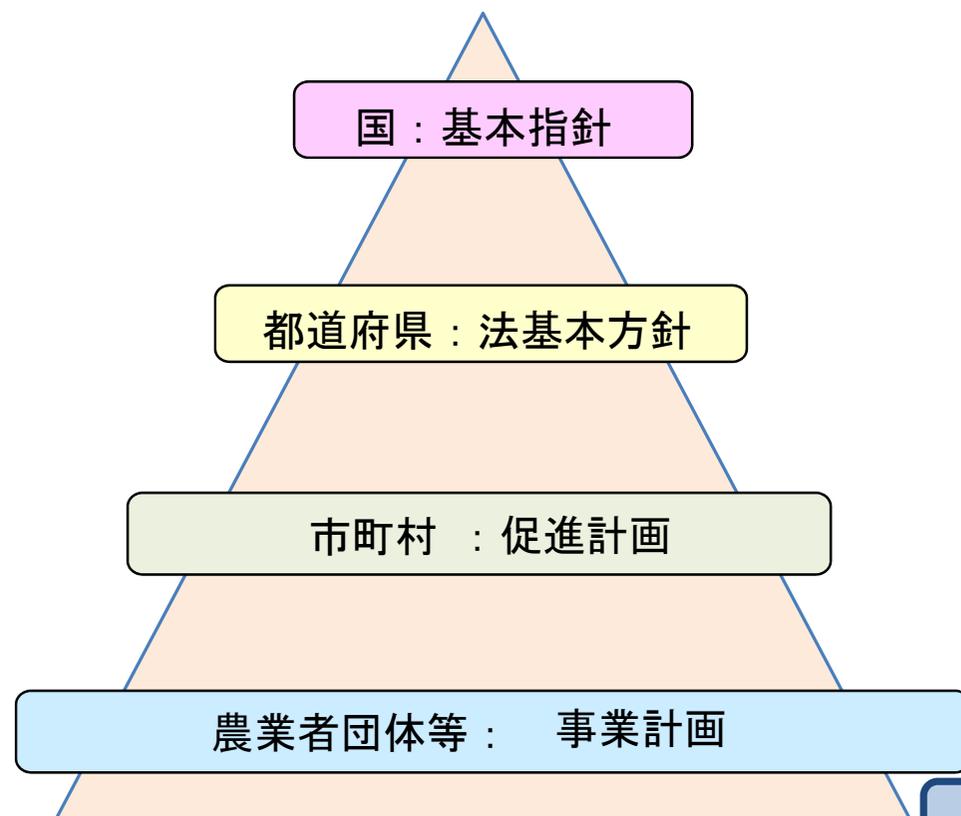
(1) 本交付金を活用して地域の取組を推進しようとする都道府県知事は、法に基づき農林水産大臣が定める基本指針に即して、(中略) 法基本方針を策定するものとする。

2 法に基づく促進計画の作成 (市町村)

(1) 本交付金を活用して地域の取組を推進しようとする市町村長は、1の法基本方針に即して、(中略) 促進計画を作成するものとする。

○ 都道府県、市町村は、昨年10月に示したひな形を基に、法基本方針、促進計画を策定

○ 法基本方針、促進計画は、事業計画の早期認定のため、速やかに制定し、承認を受ける



(3) 計画制度（事業計画の作成・認定）

○ 実施要綱別紙1の第6 対象組織の活動の実施等

1 事業計画

対象組織は、(中略) 事業計画書を作成するものとする。

4 事業計画の認定

(1) 対象組織の代表者は、農地維持活動に取り組もうとするときは、1に定める事業計画書と併せて以下に掲げるものを市町村長に提出するものとする。

ア 2に定める活動計画書

イ (略)

ウ 活動組織にあっては、別紙6の第3に定める活動組織規約

○ 事業計画書はひな形を参考に作成

○ 継続地区は、活動内容に変更がなければ、活動計画書や規約等に変更する必要はなし

○ 活動計画書、規約等を活用し、事業計画認定を実施。これまでの市町村との協定は不要

○ 事業計画の認定は都道府県により市町村の促進計画が認定された後、速やかに行う

○ 中山間直払や環境直払と一緒に取り組む場合は、併せて計画を策定することが可能



(4) 交付ルート

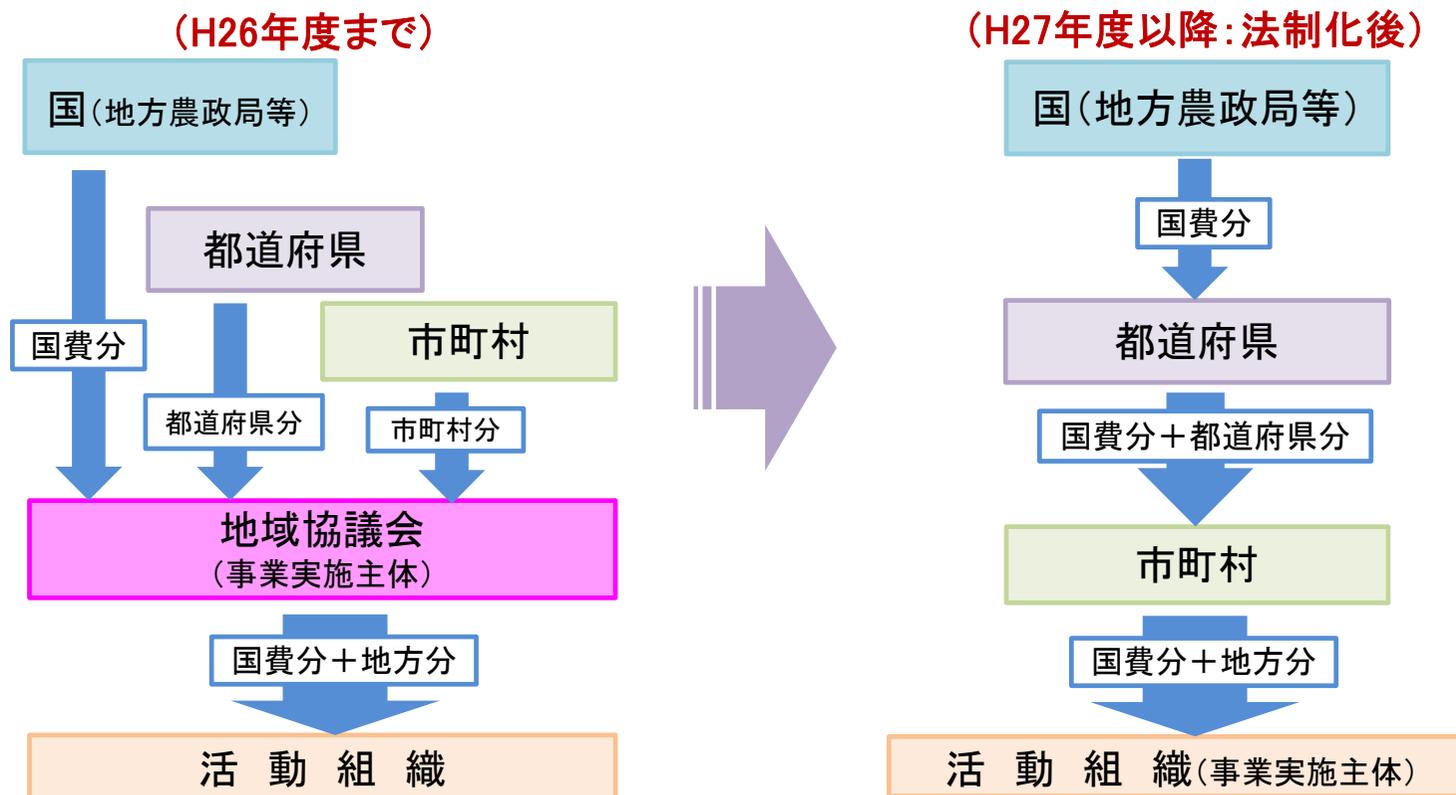
○ 実施要綱第6 助成措置

国は、(中略) 本交付金に係る事業を実施するために必要な経費について、毎年度、予算の範囲内において都道府県等に助成する。

○ 実施要領 第1の13 (第2の14) 交付金の交付方法

(1) 国は、都道府県からの申請に基づき、(中略) 都道府県に交付金を交付する。

(2) 都道府県は、(中略) 市町村からの申請に基づき、(中略) 市町村に交付金を交付する。



(5) 推進交付金における各主体の位置づけと役割

○ 多面的機能支払推進交付金に係る事業内容（要綱別紙3の第1）

	(1)	(2)	(3)		(4)	(5)		(6)		(7)		(8)				(9)				(10)	
	法基本方針の策定	促進計画の策定	第三者機関の設置、運営		要綱基本方針の策定	事業計画の認定		広域協定の認定		確認事務		推進・指導				交付・申請事務				普及啓発	
			ア	イ		ア	イ	ア	イ	ア	イ	ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ		
道	○		○	○	○								○						○	○	○
市町村		○				○	○	○	○	○	○		○				○	○			○
推進組織						○		○		○		○	○	○	○	○			○		○

事業内容の詳細

- (1) 法基本方針の策定
- (2) 促進計画の策定
- (3)ア 第三者委員会の設置
イ 第三者委員会の運営
- (4) 要綱基本方針の策定
- (5)ア 事業計画の審査、指導
イ 事業計画の認定
- (6)ア 広域協定の審査、指導
イ 広域協定の認定
- (7)ア 実施状況の確認
イ アの結果を都道府県知事へ報告
- (8)ア 活動組織等への説明会
イ 活動に関する指導、助言
ウ 推進に関する手引きの作成
エ 対象組織を支援する組織への支援
- (9)ア 対象組織からの申請書等の審査
イ アの審査結果の確認、交付金の交付
ウ 市町村からの申請書等の審査
エ ウの審査結果の確認、交付金の交付
- (10) その他推進事業の実施に必要な事項

(6) 平成27年度（法制化）以降の推進体制

- 法制化後においても、都道府県知事は、多面的機能支払の効果的な推進を図るため、地域毎の多様な特性を踏まえ、多様な主体が参画する推進組織を設立（要綱別紙4の第1）。

(H26年度まで: 地域協議会の業務)

- (1) 普及推進・指導に関する業務
 - ① 活動組織や市町村に対する説明会の開催
 - ② 活動組織に対する指導・助言
(技術指導、事務的支援を含む。)
 - ③ 手引き、広報資料等の作成
- (2) 交付・申請に関する業務
 - ① 採択申請の審査・採択
 - ② 活動組織への交付額等の通知
 - ③ 活動組織への交付金の交付
- (3) その他
 - ① 活動組織の法人化及び事務支援組織の設立支援
 - ② その他必要となる事務
(本交付金の実施に必要な各種調査等)

(平成27年度以降の推進組織が行う業務)

- (1) 普及推進・指導に関する業務
 - ① 活動組織等に対する説明会の開催
 - ② 活動組織に対する指導・助言
(技術指導、事務的支援を含む。)
 - ③ 手引き、広報資料等の作成
- (2) 交付・申請に関する都道府県・市町村事務の支援
 - ① 事業計画及び広域協定の指導・助言
 - ② 実施状況の確認
 - ③ 交付申請書類に係る書類の指導・助言
- (3) その他
 - ① 活動組織の法人化及び事務支援組織の設立支援
 - ② その他必要となる事務
本交付金の実施に必要な各種調査等
道・市町村事務の支援
 - ・市町村データのとりまとめ支援
 - ・市町村確認事務に係る支援

(参考) 日本型直接支払における主な事務負担の軽減

- 既存の活動計画書等を活用して、事業計画書を作成。
- 多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払の共通様式を作成し、3支払一括での申請、報告等を可能とし、事務手続を簡素化。
 - 事業実施計画書（実績報告書）
 - 事業計画（事業計画の変更）の認定通知
 - 実施状況報告書等
- また、これまで市町村・地域協議会と活動組織の間で別々に行っていた協定の締結及び採択申請を、市町村による事業計画の認定に一本化（市町村との協定締結は不要）。
- これまで交付金の交付・申請事務等を担ってきた地域協議会を、引き続き、活動組織や地方公共団体の事務を支援する推進組織として位置付け。